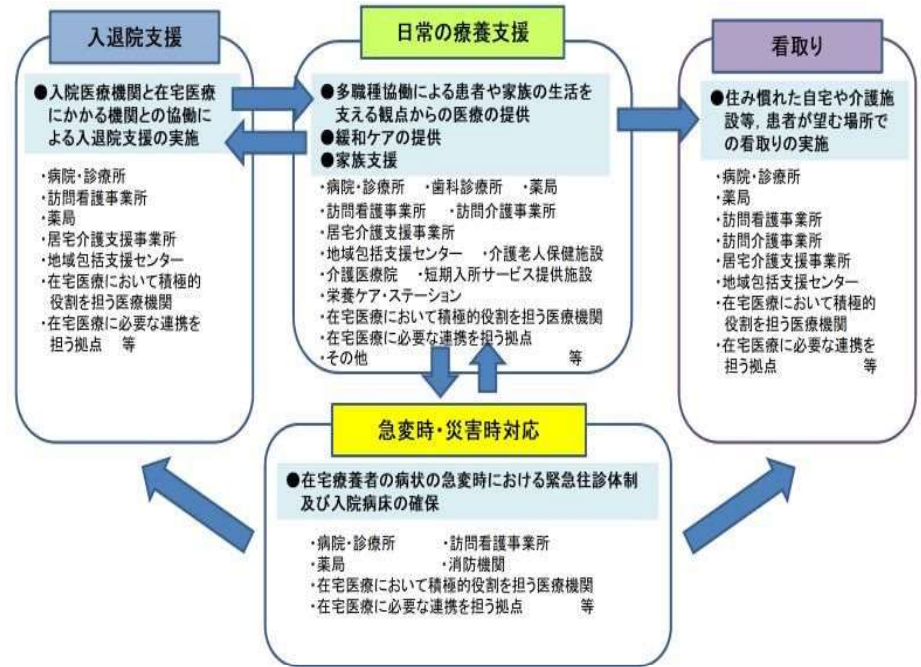


在宅医療の医療機能基準

在宅医療の医療連携体制



[大隅地域振興局作成]

医療機能	【入退院支援】		【日常の療養支援】		【急変時・災害時対応】		【看取り】	
	入院医療機関	在宅医療に係る機関	在宅医療に係る機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関	在宅医療に係る機関	入院医療機関	
求められる事項	①入院退院支援担当者等(兼務含む)を配置している。	①在宅療養者のニーズに応じた医療や介護資源の調整を行なっている。	①在宅療養者のニーズに応じた医療や介護の提供調整を行なっている。	①急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者や家族等に提示している。	①急変時において、無床診療所等からの相談に対応し、必要に応じた一時受け入れを行なっている。	①終末期に出現する症状に対する在宅療養者等の不安を解消し、患者が望む場所で最期まで安心して療養が受けられる体制を構築している。	①終末期に出現する症状に対する在宅療養者等の不安を解消し、患者が望む場所で最期まで安心して療養が受けられる体制を構築している。	①終末期に出現する症状に対する在宅療養者等の不安を解消し、患者が望む場所で最期まで安心して療養が受けられる体制を構築している。
	②入院初期から退院後の生活を視野に支援している。	②医療や介護の関係者間で、今後の方針や病状に関する情報や計画を共有し、連携できる。	②在宅療養者及び家族等の情報共有や意見交換を行うための、地域ケア会議やケース検討会等に積極的に参加することとしている。	②急変時、在宅療養者や家族から求めがあった際に、24時間対応可能な体制を確保しているか、又は対応困難な場合でも、圏域を超えて関係機関と連携する体制を構築している。	②重症等対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築している。	②在宅療養者・家族等に対して、医療や介護に関する適切な情報提供を行なうことができる。	②在宅療養者・家族等に対して、状況に応じた適切な情報提供を行なうことができる。	②在宅療養者・家族等に対して、状況に応じた適切な情報提供を行なうことができる。
	③退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整を心がけている。	③地域包括支援センター等と協働し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービス(レスパイトを含む)を適切に紹介できる。	③地域包括支援センター等と協働し、在宅療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービス(レスパイトを含む)を適切に紹介できる。	③搬送について地域の消防関係者等との連携を図っている。	③搬送について地域の消防関係者等との連携を図っている。	③在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。	③在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。	③在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。
	④退院後、患者に起こりうる病状の変化やその対応について、退院前カンファレンスや文書・電話等で、在宅医療に係る機関と情報を共有できる。	④がん(緩和ケア体制の整備)、認知症(身体合併等の初期対応)の専門医療機関への適切な紹介等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。	④がん(緩和ケア体制の整備)、認知症(身体合併等の初期対応)の専門医療機関への適切な紹介等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。	④がん(緩和ケア体制の整備)、認知症(身体合併等の初期対応)の専門医療機関への適切な紹介等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。	④がん(緩和ケア体制の整備)、認知症(身体合併等の初期対応)の専門医療機関への適切な紹介等、それぞれの疾患の特徴に応じた在宅医療の体制を整備している。	④在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。	④在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。	④在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。
			⑤身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する連携体制を構築している。	⑤身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する連携体制を構築している。	⑤身体機能及び生活機能の維持向上のためのリハビリを適切に提供する連携体制を構築している。	⑤在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。	⑤在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。	⑤在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。
			⑥医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行なうための体制を整備できる。	⑥医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行なうための体制を整備できる。	⑥医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行なうための体制を整備できる。	⑥在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。	⑥在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。	⑥在宅での療養が困難な場合は、必要に応じて受け入れることができる。

【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】

- ① 医療機関(特に一人の医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や休日の医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行なう。
- ② 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護の資源が十分確保できるよう、関係医療機関に働きかける。
- ③ 在宅医療に係る医療及び介護関係者に必要な基本的知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を図る。
- ④ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介する。
- ⑤ 入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受け入れに努める。
- ⑥ 地域住民に対し、在宅医療の内容や地域の医療及び介護資源に関する情報提供を行う。

【在宅医療に必要な連携を担う拠点】

- ① 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題抽出及びその対応策の検討等を実施すること。
- ② 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと。
- ③ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること。
- ④ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと。
- ⑤ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること。